

（総則）

1. 東武不動産株式会社（以下「当社」という。）が運営する駐輪場を利用する方は、この約款に記載してある事項ならびに場内に設置している当駐車場の利用方法に関する掲示、その他別途掲示された内容につき承諾のうえ利用するものとします。

（利用時間等）

2. 当駐輪場は24時間開放するものとします。

（定期利用の申込等）

3. 定期利用は使用車種にかかわらず、申込順に1人1台に限って受付いたします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に受付をします。
4. 定期利用の申込が収容台数に達した時は、申込受付を停止しお申込みをお断りいたします。
5. 定期利用申込書をご提出いただきました時点では定期利用の申請であり、当社が利用を承諾するものではありません。（利用料金のお支払い後に当社が定期利用シールを発行した時点でお申込みが承認されたものといたします。）
なお、支払い期日までに定期利用料金をお支払いいただかない場合は、申込をキャンセルしたものとみなし、申込受付を取消します。

（利用手続きおよび利用料金等）

6. 定期利用の申込および契約の手続きは、当社の定めた方式によるものとします。
なお、学生料金は高校生以下を対象とし、お申込みの際に学生証等のコピーを提出いただきます。
7. 契約期間およびこれに対応する定期利用料金等は、当社の定めたところにより、利用案内看板等に掲示いたします。
8. 契約手続きを終えた方には、定期利用シールを交付いたします。
定期利用シールは自転車等の見やすい位置（後輪の泥除けカバー）に必ず貼ったうえで駐輪してください。
9. 当駐輪場に自転車等を駐輪したままの場合は、自転車等の出し入れがなくても通常の定期利用料金が発生します。

（解約について）

10. 定期利用の解約を希望する場合の解約日は、月の末日とし、当社まで解約希望月の19日までに電話にて申し出るとともに、解約通知書を提出することにより、本契約は解約とします。
11. 定期利用料金は、利用者から解約の申出があった場合、残期間が1ヶ月以上のものに限り払戻しいたします。
なお、払戻金は振込により振込手数料を差し引いて返金いたします。

（払戻金の計算式）

払戻金＝お支払いいただいた定期利用料金－（1ヶ月の利用料金×利用開始月から解約月までの月数）－振込手数料

※払戻金計算の結果、差引き額がお支払い済の金額を上回り、返金できなくなる場合がございます。

（定期利用契約の更新）

12. 定期利用契約の更新（入金）は、契約期間満了日5日前までに行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
13. 弊社へのご連絡なく前項の期日までに利用契約の更新されない場合は、特に当社の承認がない限り、その契約は契約期間満了日に終了したものとみなします。

（駐車券の再交付等）

14. 定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合に限り、再交付します。
15. 定期利用シールの紛失に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。

（自転車等の盗難・損害等）

16. 当駐輪場は、自転車・バイク（以下「自転車等」という。）の駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損害等については、一切の責任を負いません。

（利用上の注意）

17. 利用者は、自転車等の車両変更や代車を使用する場合は、当社まで事前に連絡しなければなりません。
18. 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に駐輪しなければなりません。
19. 利用者は、定期利用シールを自転車等の見やすい位置に貼付しなければなりません。
20. 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備え、駐輪の際には施錠しなければなりません。
21. 利用者は、盗難防止のため夜間の駐輪は避けるようし、夜間に駐輪する場合は、特に安全な施錠をするものとします。
22. 利用者は、駐輪場内での火気の使用またはごみ等散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
23. 利用者は、故意または重大な過失により、駐輪場施設や場内の他の自転車等または人身に損害を与えた場合は、これを弁償しなければなりません。
24. 駐輪場の利用についての不正があった時は、以後の利用を断ることがあります。
25. 契約期終了後、一定期間を経過しても引き取りのない自転車等は放置車両として処分します。
26. 当社は、利用者間のトラブルや、第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害への責任は負いかねます。
27. 当社・利用者は、駐輪場定期利用申込時および将来において、次の各号の一つにも該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、総会屋、特殊知能暴力集団等およびこれらと密接な関係を有するもの、その他反社会的勢力と認められるもの（以下合わせて「反社会的勢力」という。）。
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」という。）。
 - (3) 法人の場合、その株主・役員その他経営に実質的に支配するもの（以下「役員等」という。）が反社会的勢力または元反社会的勢力であること。
 - (4) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、脅迫的行為、その他違法行為をおこなうもの。